

平成27年度 情報公開制度、 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するために必要な制度です。

情報公開制度は、市が持つ情報を開示請求する権利を定めています。

個人情報保護制度は、市が持つ自分の個人情報(マイナンバーを含む)について、開示・訂正などの請求権を明らかにし、自分の情報を自分でコントロールする権利を保障しています。
☆詳しくは、法務担当へ。

情報公開制度

◎開示の請求

市にある公文書をどなたでも開示請求できます。

27年度の開示請求の状況は、表1のとおりです。

◎行政資料コーナー

情報公開の一環として、市役所2階行政資料コーナーでは、市の刊行物、議会の会議録などをご覧いただけます。

表1 情報公開制度における開示請求の状況

| 実施機関 | 請求件数 | 決定内容 | | |
|-------|-----------|------|------|--------|
| | | 開示 | 一部開示 | 公文書不存在 |
| 市長 | 法務担当 | 2 | 1 | 1 |
| | 市民課 | 5 | | 4 |
| | 課税課 | 3 | 3 | |
| | 生活福祉課 | 1 | | 1 |
| | 環境課 | 2 | | 2 |
| | 下水道課 | 2 | 2 | |
| | 拜島駅関連事業担当 | 1 | 1 | |
| 都市計画課 | 1 | | | |
| 教育委員会 | 指導課 | 2 | 2 | |
| 合計 | 19 | 9 | 7 | 2 |

※一部開示＝個人情報などの記載があるため、その部分を除いて開示しました。
 ※公文書不存在＝その情報を実施機関が持っていないため、開示の請求を拒否しました。
 ※市長(都市計画課)への開示請求は、取り下げとなりました。

表2 個人情報保護制度における開示請求の状況

| 実施機関 | 請求件数 | 決定内容 | | |
|------|-----------|------|------|-----|
| | | 開示 | 一部開示 | 不開示 |
| 市長 | 秘書広報課 | 1 | 1 | |
| | 企画政策課 | 1 | 1 | |
| | 法務担当 | 1 | | 1 |
| | 市民課 | 9 | 1 | 8 |
| | 生活コミュニティ課 | 1 | 1 | |
| | 介護福祉課 | 11 | 11 | |
| | 保険年金課 | 3 | 3 | 1 |
| | 子ども子育て支援課 | 1 | 1 | |
| | 合計 | 28 | 16 | 10 |

※一部開示＝第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、その部分を除いて開示しました。
 ※不開示＝その情報を実施機関が持っていないため、不開示としました。
 ※市長(市民課、保険年金課)については、1件の請求に対して複数の決定をしたものがあります。
 ※マイナンバーを含む個人情報の開示請求は、ありませんでした。

表3 個人情報の目的外利用・外部提供の状況

| 実施機関 | 目的外利用 | 外部提供 | 計 |
|-------------|-------|------|----|
| 市長 | 39 | 27 | 66 |
| 教育委員会 | | 3 | 3 |
| 選挙管理委員会 | | 2 | 2 |
| 監査委員 | | | |
| 農業委員会 | | | |
| 固定資産評価審査委員会 | | | |
| 議会 | | | |
| 合計 | 39 | 32 | 71 |

個人情報保護制度

◎開示・訂正・削除・中止の請求

市が持っている自分の個人情報の開示請求ができます。また、実施機関が条例で定める制限を越えて個人情報を利用・提供する、または、そのおそれがある場合に、個人情報の訂正・削除の請求、目的外利用(保有目的以外での利用)及び外部提供(市以

外への提供)の中止の請求ができます。
 27年度の開示請求の状況は、表2のとおりです。訂正・削除・中止の請求はありませんでした。

◎目的外利用・外部提供の制限

市が持っている個人情報の目的外利用や外部提供は、プライバシー保護の観点から原則として禁止されています。
 ただし、本人の同意がある場合や事前に情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を得た場合などは、例外的に認められます。

その運用状況は、表3のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会

開示などの請求に対する市の決定に不服がある場合は、不服申し立てや取消訴訟の提起ができます。不服申し立てがあった場合は、原則として情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、答申を受けて、その申し立てに対する決定などを行います。
 27年度は、不服申し立てはありませんでした。

情報公開・個人情報保護運営審議会

市では、情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しています。
 27年度は、4月、7月、8月、11月の4回開催され、個人情報保護制度の重要事項に関する諮問4件、個人情報の目的外利用に関する諮問2件について答申がありました。
 諮問及び答申の内容は、市役所法務担当及び市ホームページでご覧いただけます。

公園の利用はマナーを守って

市が管理する公園・児童遊園は89か所あり、多くの方に利用されていますが、ペットのふんの不始末やごみの散乱、夜遅くの騒ぎ声・騒音などの苦情も多くの市に寄せられています。

特に夏は公園を利用する機会が増える時季です。マナーを守り、快適に利用できるように協力ください。

◎公園の利用マナー

*ペットのふんは飼い主が持ち帰りましょう

*ごみは持ち帰りましょう

*花火をする、夜遅くまで騒ぐ

幼稚園などの保育料の一部を補助

保育料・入園料・教材費などの一部を補助します。補助額は家族構成や世帯の収入などにより異なりますが、保護者が負担した金額が上限です。

申請書は、6月中旬に幼稚園などを通じて配布しましたが、届いていない場合は連絡してください。

◎就園奨励費補助金

平成28年度分を来年1月に支

など、公園の周辺に住んでいる方に迷惑となる行為はやめましょう

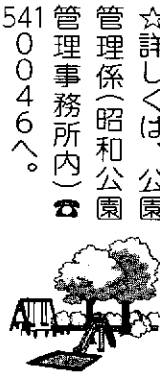
*水道水は大切に使いましょう

*遊具は安全に使いましょう

*池などでの水遊びはやめましょう

*野球やサッカーなどの球技をする、ドローンやラジコンを飛ばすなど、危険な遊びはやめましょう

☆詳しくは、公園管理係(昭和公園管理事務所内) ☎5410046へ。



給します。ただし、認定子ども園に在園している場合や、所得制限額を超過している場合は、対象となりません。

◎園児保護者補助金

10月と来年3月に支給します。所得制限はありません。☆詳しくは、子ども子育て支援係へ。



外国人おもてなし語学ボランティア育成講座の参加者を募集

2020年に開催する東京オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人観光客が安心して滞在できるように、おもてなしの心と英語を学びます。

受講後は、外国人おもてなし語学ボランティアとして、簡単な外国語で積極的に声をかけ、道案内などの手助けを日常生活の中で自主的に行っていただきます。

◇日時 8月22日の午後1時30分～5時、8月29日・9月12日・9月26日・10月3日の午後1時30分～3時30分(いずれも月曜日/全5回)

◇場所 公民館

◇対象 15歳以上(中学生を除く)で、全日参加できる方

*同様の講座を受けた方を除きます。

◇定員 36人(多数抽選)

◇参加費 無料

☆申し込みは、8月1日までに社会教育係へ。

外国人学校の児童・生徒の保護者に補助

外国人学校に在籍している児童・生徒の保護者で、昭島市に住民登録のある外国人の方を対象に、補助金を交付します。

◇補助額(児童・生徒1人につき)

*小学生=月額1000円

*中学生=月額1100円

☆詳しくは、学務係へ。



事業案内

KOTORI ホール

昭島市民会館

☆申し込みは、☎546-1711へ。

※チケットの販売は、午前9時～午後5時です。ただし、発売初日に限り、電話での申し込みは午後2時からです。

【主催事業】昭島古式新能 9月23日(金)午後6時開演/KOTORIホール(市民会館)前庭(雨天の場合は大ホール) / S席5000円、A席4000円(全席指定) / 演目:能「紅葉狩」、狂言「附子」 / 能出演:坂井音雅、高井松男ほか / 狂言出演:三宅右近ほか / 未就学児の入場不可 【好評発売中】



【共催事業】スクリーン・ミュージックの宴 Part 7 10月14日(金)午後6時30分開演/大ホール(全席指定) / 前売り5000円、当日5500円 / 出演:別所哲也、アマリア・ネクラエシュほか / 未就学児の入場不可 【7月20日(水)発売開始(発売初日は1人5枚まで)】



【共催事業】よしもとお笑いまつり in 昭島! 8月28日(日)午後7時開演/大ホール(全席指定) / 前売り3800円、当日4300円(保護者の膝上で鑑賞する4歳以下のお子さんは無料) / 出演:中川家、ウーマンラッシュアワー、パンクブーブー、8.6秒バズーカーほか 【好評発売中】

